

福祉保健所での陽性者フォローアップの手順

肝炎ウイルス検査を受け新たに陽性と判定された者や、過去の検査により陽性と判定された後医療につながっていない者等の陽性者に対し、精密検査の受診勧奨、その後の経過観察や治療状況の確認等を下記のフローチャートを参考に行うことにより、医療機関の未受診あるいは受療中断の防止を図る。

なお、陽性者のフォローアップについては、原則、肝疾患の治療開始が確認されるまでとする。

① 対象者の把握

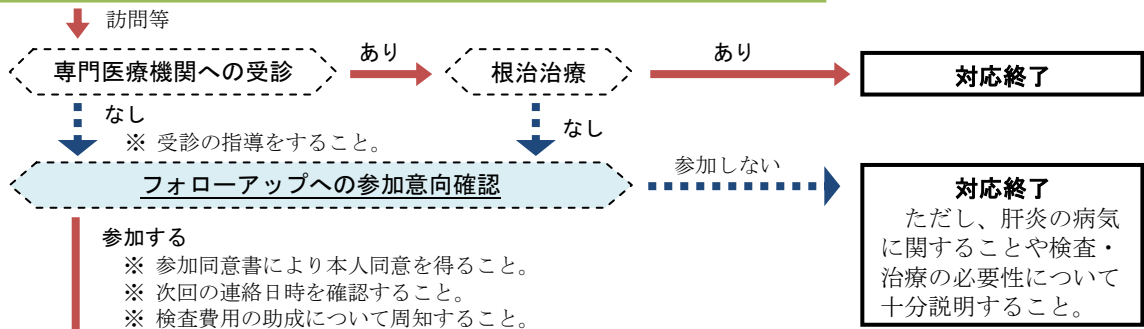
- **福祉保健所で最初に把握する者**
 - ・福祉保健所での肝炎ウイルス検査で判定された陽性者
 - ・医療機関や市町村等から福祉保健所への情報提供により把握した陽性者
- **本庁から連絡があり把握する者**
 - ・検査費用の助成の申請により把握した陽性者
 - ・委託医療機関での肝炎ウイルス検査で判定された陽性者
 - ・医療機関や市町村等から本庁への情報提供により把握した陽性者

※ 対象者把握後速やかに実施

② 初回面接

- **専門医療機関への受診指導または受療状況の聞き取り**
- **フォローアップ事業の周知及び参加意向確認**
 - ・事業の概要を周知し、参加同意書（別添様式5）により本人同意を得る。

報告 → 実施後直ぐに初回面接の結果を別添様式6_1により本庁へ報告



③ フォローアップ

- **専門医療機関での精密検査受診までは適宜実施**
- **精密検査受診後の経過観察の確認は年1回程度実施**

報告 → 実施後直ぐにフォローアップの結果を別添様式6_1により本庁へ報告

